「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」　概要版

はじめに

- インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が課題となる中、本県では「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本理念とした「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」を取りまとめた。本プランは、基本ビジョンに示した７つの観点に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことのできる教育とその指導の充実をめざそうとするものである。
- 自己と他者を共に大切にするインクルーシブ教育を推進することにより、様々な考え方や力を持つ一人ひとりが、互いに助け合い認め合い、一緒に何かを創り出していく中で、より一層豊かな社会をつくり上げていくことができると考える。
- 障害のある子どもも障害のない子どもも様々な力を持っており、そうした子どもたち全員の力を、関わる全ての人や関係機関・団体などが協力してしっかりと引き出し、互いに認め合い共に育つインクルーシブ教育を進めていくことが重要である。

第１　滋賀のめざす特別支援教育

１　実施プラン策定の考え方

（１）本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で）共に学ぶ」ことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

（２）実施プランの位置付け

本プランは、「第２期滋賀県教育振興基本計画」ならびに「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」に基づき、中長期的な視点に立って、特別支援教育を推進するための取組を、具体の実施計画として取りまとめている。

（３）実施プランの策定とその実施に向けた市町との協働

- 実施プラン立案にあたっては、各市町との丁寧な意見交換のもと、それぞれの市町の教育資源などに留意しながら策定する。
- プランの実施にあたっては、各市町のニーズや教育資源などを踏まえるとともに、個々の課題に応じた県と市町との共同研究等により、連携・協働し取り組む。また、併せて地域の特別支援教育推進の核となる人材の育成に努める。

（４）実施プランの期間

平成２８年度から３０年度	平成３１年度から３２年度	平成３３年度から３７年度
導入期　（研究・モデル事業の実施）	定着期　（拠点地域での実施）	拡大期　（県全体に広げていく）

- 重点的に取り組む期間を平成 28 年度から平成 32 年度までの概ね５年間とする。

（５）進捗管理と実施プランの見直し

- 毎年度、進捗状況を点検し翌年度以降の施策に反映させる。　・３年を目途に必要な見直しを実施する。

２　現状と課題　（１）卒業後の進路の状況

特別支援学校卒業生の就職率

全国に比して、本県特別支援学校卒業生の就職率が低く、就職希望者も３割程度　→卒業後の就労に向け生徒の就労意欲を高めるよう、キャリア教育や職業教育の充実が必要

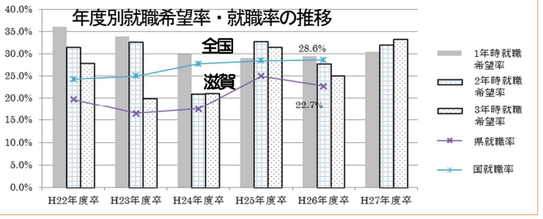

（２）児童生徒の状況

特別な支援を必要とする児童生徒の増加

通常の学級に在籍する要支援児童生徒および特別支援学級・特別支援学校在籍数が増加　→特に通常の学級在籍の要支援児童生徒への早期からの指導の体制整備・充実が必要

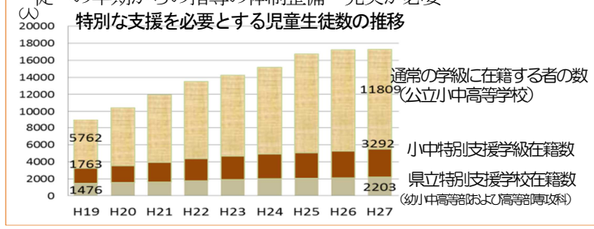

（３）就学時の状況

就学状況の問題

- 本県義務教育段階の特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高く(H26 全国：0.68%　本県：0.99%）、特別支援学校や特別支援学級への就学率に市町間で大きな差がある。→各市町に共通した就学指導の体制整備が早急に必要

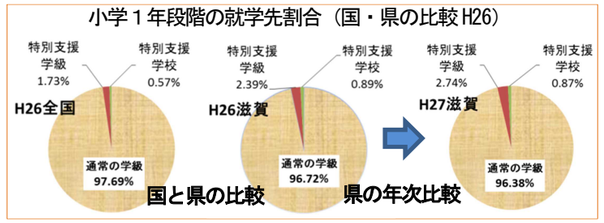

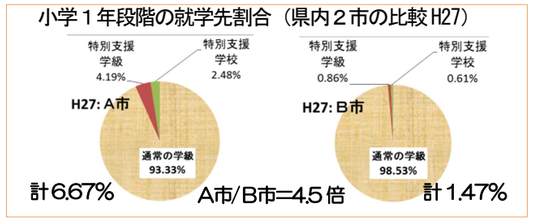

３　取組の方向性と各校園等の将来の姿

（１）取組の方向性

- 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。
- 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える６つの柱ごとに具体の手立てを講じる。
  - １　社会的・職業的自立の実現　　２　発達段階に応じた指導の充実
  - ３　教員の指導力や専門性の向上　　４　教育環境の充実
  - ５　教育における連携（役割分担）の推進　　６　適切な就学相談の推進
- 県と市町とが緊密に連携・協働してインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。
- 市町の教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。

（２）各校園等の将来の姿

幼稚園・保育所・認定こども園等

- 県内どの市町においても、保護者への十分な情報の提供がなされ、本人・保護者が理解し納得した上で、障害に応じた適切な就学先を決めることができる。
- 障害のある幼児が地域の小学校への就学を積極的に選択できる。

小学校・中学校

- 障害の種別や程度に関わらない、副次的な学籍制度や特別支援学校の分教室といった新たな仕組みの中で、地域で学びながら同時に専門性の高い指導を受けることができる。
- 教員の特別支援教育に係る指導力の向上と専門家の活用により、発達障害を含む障害のある子どもたちの学習上や生活上の困難さが軽減され、人間関係能力の向上が図られる。

高等学校

- ソーシャルスキルトレーニング等、生徒の障害特性に応じた指導により、社会生活能力を向上させることができる。
- 社会的・職業的自立に向けて、地域や企業と連携したキャリア教育・職業教育が行われる。

特別支援学校

- 子ども一人ひとりが、自らの障害の状況に応じて生活の質を高めていくことができる。
- 障害の種別や程度に応じた専門的指導を受け、社会参加に向けた力を高めることができる。
- 地域で学ぶ障害のある子どもが、専門的な指導を受けることができる「地域のセンター」として活用される。

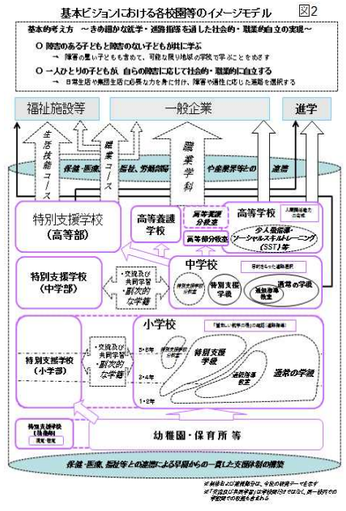

第２　具体の取組

１　社会的・職業的自立の実現

○　発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。
（１）小中高の一貫したキャリア教育の実施（２）小学校におけるキャリア教育の充実（３）中学校におけるキャリア教育の充実
（４）高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実（５）特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実

２　発達段階に応じた指導の充実

○　発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園等における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。　（１）各発達段階に共通した事項（２）幼稚園・保育所・認定こども園等の段階（３）小学校段階
（４）中学校段階（５）高等学校段階（６）特別支援学校各学部段階

３　教員の指導力や専門性の向上

○　発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
○　全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。
（１）管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施（２）指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進
（３）特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上（４）専門性向上に係る研修・研究の充実

４　教育環境の充実

○　基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。
（１）共に学ぶための新たな仕組みづくり（２）小中学校における充実（３）高等学校における充実（４）特別支援学校における充実

５　教育における連携（役割分担）の推進

○　インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
○　保健・医療、福祉、労働等の各関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する　（１）県と市町との連携（２）家庭や地域、関係機関、企業等との連携

６　適切な就学相談の推進

○　子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
○　就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。
（１）（仮称）県教育支援委員会の設置と充実　（２）適切な就学相談システムの構築（３）総合教育センターの相談支援機能の強化

第３　計画の目標とロードマップ

上記の６つの柱ごとに、具体の取組の「取組目標」や「年次計画」を整理